

手続き的公正がもたらす諸効果の実証的研究

—道路のバリアフリー事業を題材に—

東北工業大学 青木 俊明*1

By Toshiaki AOKI

本研究では、地方都市の中心市街地における道路のバリアフリー化事業を題材に、合意形成の心理機構を明らかにすることを目的とする。まず、プロジェクトの住民懇談会に参加したメンバーに質問紙を配布し、参加者の態度を計測した。質問紙は初回の懇談会前と各懇談会の後に配布し、その場で回収した。単純集計の後、得られたデータに対して繰り返しのある一元配置分散分析とパス解析を行った。その結果、以下の結果が得られた。1) 懇談会の公正な実施により、行政に対する信頼感と手続き的公正の評価が有意に改善した。2) 情報取得前（懇談会前）の賛否態度は行政に対する信頼に強く規定されている。3) 情報取得後の賛同態度は事業妥当性に基づいて決定されている。

【キーワード】合意形成、手続き的公正、公正効果、ワークショップ

1. はじめに

近年、公共開発の際に市民参加を実施する自治体が急速に増えている。それに伴い、効率的な市民参加の方法が求められている。そこで、本研究では、市民参加のあり方を検討するための基礎として、公共開発における態度形成機構を検討する。

これまで、市民参加については、市民意識に関する研究^{1), 2), 3)}やコミュニケーション技術の開発^{4), 5)}等が行われてきた。これらの研究では有益な知見が報告されているものの、態度変化の理由やそのメカニズムについては明らかにされていない。

一方、社会心理学分野では、提案への賛同度は、提案内容の公正さ（分配的公正）と提案までの手続きの公正さ（手続き的公正）によって強く規定されることが報告されている^{6)~9)}。これらの研究の理論的枠組みは公共開発の際の合意形成を検討する上で極めて有益である。しかし、これらは税制等の政策への賛否^{9), 10)}や裁判の判決の受容を対象にしており、公共開発に即したフレームになっていない。すなわち、社会的利益や公共事業のイメージなどの概念が明示的に含まれていない。そこで、本研究で

は、既存研究のフレームを活用しつつ、実際の道路整備の際に開催された市民懇談会を題材に、合意形成の際の市民の態度形成機構を検討する。特に、情報提供が懇談会委員にもたらす諸効果と情報提供前後での態度形成機構の違いについて検討を行う。

2. 理論的仮説

先行研究^{6)~9)}に従えば、事業への賛同度は事業の妥当性（分配的公正）と事業プロセスの公正さ（手続き的公正）によって規定される。さらに、公正な手続きの実施により、手続き的公正効果（fair process effect）が生じることも報告されている。手続き的公正効果とは、公正な手続きの実施によって提案の賛同度や権威者の信頼感が向上する現象である^{11), 12)}。公共開発においても、手続き的公正効果を抑制する要因が見当たらないことから、公正な手続きの実施により、手続き的公正効果が生じると考えられる。

このとき、重要になるのは公正な手続きの中身である。Leventhal¹³⁾は公正な手続きの条件として、一貫性、偏見の抑制、情報の正確さ、修正可能性、代表性、倫理性の6条件を挙げている。一方、馬場¹⁴⁾は実際の公共開発の経験に基づき、代表性、発言機会、

*1 建設システム工学科 電話 022-229-1151 内 431

情報アクセス、修正可能性、誠実さの5条件を挙げている。そのため、このような要件が満たされれば公正な意思決定過程と評価されると思われる。

そこで、公正な手続きが地元市民を対象とした住民懇談会で実施されたとすると、次のような効果が期待される。まず、公正な運営がなされれば、その事業の意思決定過程が公正であると見なされることになる。その場合、これまで低いと思われていた手続き的公正感¹⁵⁾の改善が見込まれることから、仮説1が想定される。その結果、手続き的公正効果の発現が期待されるため、仮説2と仮説3が予測される。

仮説1 懇談会の公正な実施により、行政に対する手続き的公正の評価は改善する。

仮説2 手続き的公正の評価が改善することにより、行政への信頼感は向上する。

仮説3 手続き的公正の評価が改善することにより、事業の賛同度は向上する。

さて、Tyler ら¹⁶⁾に従えば、事業の賛否態度は分配的公正と手続き的公正によって規定されることになる。しかし、懇談会開催前など、十分な事業情報を持たない状況では、市民は分配的公正と手続き的公正に基づいて賛否態度を形成することは難しい。そこで、代表的な態度形成理論である精緻化見込みモデル¹⁷⁾に従えば、そのような状況では、人は周辺情報に基づいて態度形成を行うことになる。すなわち、信頼感等に基づいて賛否態度を形成することになる。青木ら¹⁵⁾は心理実験を行い、この妥当性を確認したが、現実場面での検証は行っていない。そこで、仮説4を実際の道路整備の懇談会で検証する。

仮説4 事業情報を十分に持たない状態での賛否態度は信頼感に強く規定される。

一方、懇談会実施後、懇談会参加者は十分な事業情報を得る。このとき、参加者は十分な判断材料を持っているため、分配的公正と手続き的公正の評価に基づいて賛否態度を形成することができる。

ところで、一般に、手続き的公正は個人が大きな負担を強いられる場合に強い効果を持つことが知られている¹⁸⁾。裏を返せば、このことは、個人負担が

小さい場合には、社会的利益や自己利益等の分配的公正が重要な判断要因となることを意味する。そのため、市民負担の小さな事業では、事業情報を得た懇談会参加者は分配的公正に基づいて事業の是非を判断すると考えられる(仮説5)。

仮説5 市民負担の小さい事業の場合、事業情報を十分に持った状態での賛否態度は分配的公正に強く規定される

以下、住民懇談会参加者に行ったパネル調査のデータを用いて、上記の5つの仮説を検討する。

3. 調査

(1) 事業概要

本研究では、宮城県古川市のバリアフリー事業の住民懇談会を題材に用いる。古川市は人口7万5千人の地方都市であり、本事業は、古川市の中心市街地の街路(歩道及び車道)のバリアフリー化と景観整備を目的としている。事業計画の立案に際し、3回の住民懇談会を開き、事業内容について協議した。懇談会は“移転者が出るような道路の拡幅は行わない”という前提の下で行われた。なお、市民との議論の場は“懇談会”という名称ではあるが、議事は事務局と委員の協議によって進められており、実質的には“協議会”と同様の機能を持つと思われる。

初回の懇談会では、参加者は自由に問題意識を述べ、参加者間の問題意識の共有化が図られた。第2回の懇談会では、事務局から整備方針案が示され、それに対する要望等を自由に述べてもらった。最終回では事務局の具体的な整備案に対して質疑を行い、委員会としての意見と要望をまとめた。

手続き的公正効果を検討するためには、懇談会の公正な運営が必要条件になる。そこで、本懇談会では筆者が司会を勤め、先に述べた条件を満たすように公正な運営を心懸けた。同時に、行政にも委員の意見を尊重するように強く依頼した。

(2) 懇談会の委員構成

懇談会では、事業実施地域の町内会長、地元幼稚園の園長、地元小学校の父兄代表など、13名(男

表-1 変数及び質問文の一覧

構成概念	変数	質問文	α_0	α_1	α_2	α_3
分配的公正	事業の妥当性	この事業は実施の必要性が高いと思う				
		バリアフリー整備の実施は妥当だと思う	.85	.74	.87	.81
	自己利益感	今回の整備は地域にとって十分なメリットがある				
		バリアフリー整備は自分（自分達）にとってメリットがある 今回の整備は自分（自分達）にとって好ましい	.93	.73	.76	.72
信頼	行政への信頼	バリアフリー整備に対する行政の説明は信頼できる	.70	.62	.90	.71
		日頃から行政を信頼している				
同調圧力	同調圧力	懇談会全体の意見にできるだけ合わせた方が良いと思う	-	.82	.89	.75
		発言の際、ほかの参加者の意見に配慮した				
	代表性	懇談会には必要なメンバーが十分に含まれている	-	-	-	-
		情報開示	今回の事業に関する情報は十分に開示されている 懇談会では具体的な情報が提示されていた	.64	.91	.72
手続的公正	意見機会	質問を行う機会は十分に設けられていた	.66	.80	.68	.64
		参加者が意見を述べる機会は十分に設けられていた				
	回答度合	質問に対する行政の回答は十分なものであった	.72	.92	.69	.95
		質問に対して行政は適切に回答していた				
	尊重感	行政側の対応は礼儀正しいものであった 行政の説明は丁寧であった あなたの意見は十分に尊重されていると感じた	.84	.83	.73	.73
		運営の公正さ	懇談会の進め方は公正であった	-	-	-
賛否態度	賛同意向	あなたはこの事業にどのくらい賛同しますか？				

α_0 : 懇談会前、 α_1 : 第一回の懇談会后、 α_2 : 第二回の懇談会后、 α_3 : 第三回の懇談会后

性9名、女性4名、平均年齢66.1歳）がメンバーとして選定された。住民の他には、警察代表者、古川市役所代表、国土交通省代表の3名が懇談会委員となっていた。懇談会は、2003年10月から12月の間に合計3回開催された。なお、分析には住民委員のデータのみを用いた。

(3) 調査概要

懇談会の住民メンバーに対して、合計4回の意識調査を行った。最初の調査票は初回の懇談会開催前に調査票を郵送で送付し、懇談会当日に回収した。その後、毎回、懇談会の終了後に調査票への記入を依頼し、その場で調査票を回収した。

(4) 質問項目

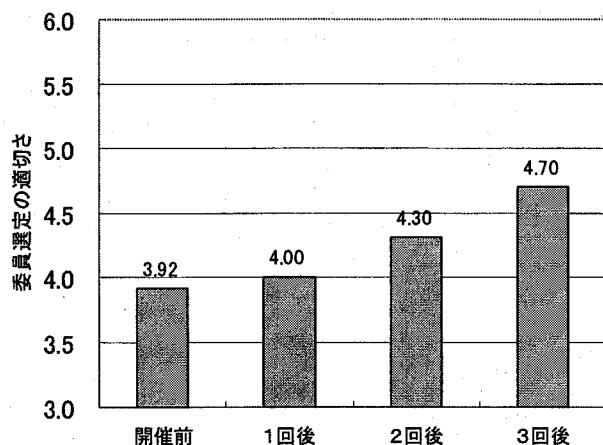
意識調査の項目を表-1に示す。このとき、手続的公正には複数の要素が含まれることから、委員選定の適切さ、情報開示の十分さ、意見表明機会の十分さ、行政の回答の適切さ、懇談会運営の公正さ、

委員への尊重感の高さ、の6項目を6件法で計測した。一つの構成概念に対して複数の質問文で計測したが、十分な α 係数(Cronbach's α)が得られない項目は1つの質問文の評定値をそのまま変数として用いた。それ以外は、変数毎に各質問文の平均値を算出し、その値を理論変数とした。一部に α 係数が小さな変数もみられるが、概ね良好なものとして分析を進めた。なお、自己利益感と尊重感では α 係数が回を追うごとに低下しているが、 α 係数は内的一貫性を検討するものであり、一定以上の値であれば低下傾向にあっても分析上、大きな問題はないと考える。

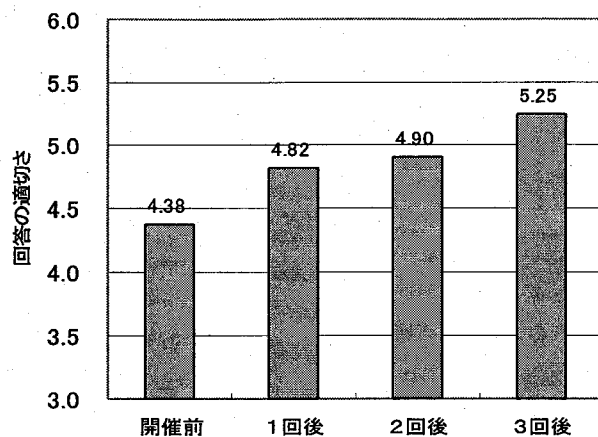
4. 分析結果

(1) 手続的公正の評価

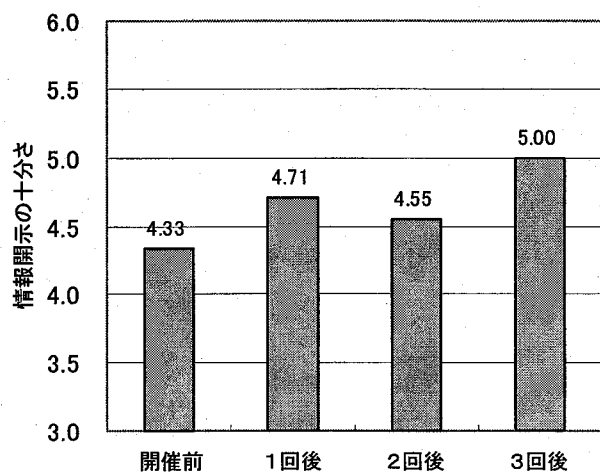
懇談会の公正な運営が研究の前提であるため、それが満たされているか検討する必要がある。まず、手続的公正に関する各項目の平均評定値を図-1～図-6に示す。図から分かるように、全項目で中



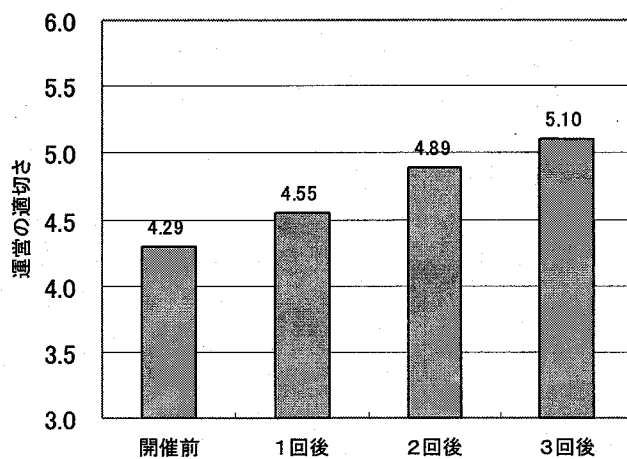
図－1 委員選定の適切さ



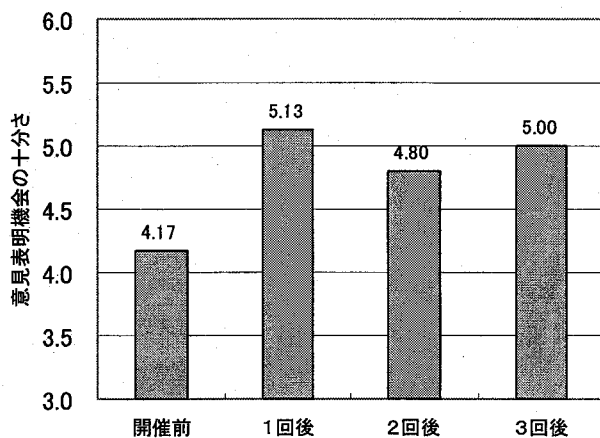
図－4 行政の回答の適切さ



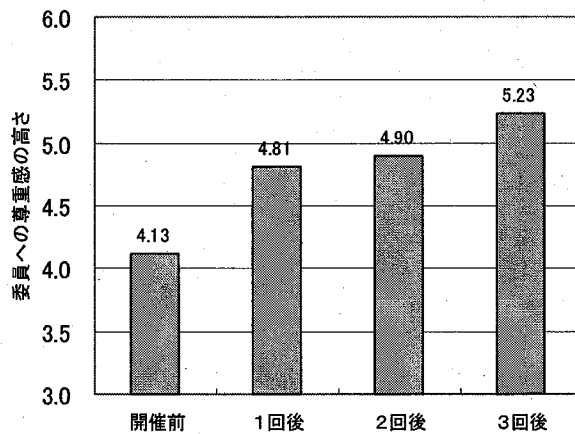
図－2 情報開示の十分さ



図－5 懇談会運営の適切さ



図－3 意見表明機会の十分さ



図－6 委員への尊重感の高さ

中央値（3.5）以上の評価だった。そのため、今回の懇談会は概ね公正な運営が行われたと言えよう。

図－1から図－6をみると、懇談会の回数を重ねる毎に全項目の評価値が増加していることが分かる。こ

れらの項目の変化を統計的に検討するために、反復測定の一元配置分散分析を行った。その結果、情報開示の十分さ以外の全ての項目で有意差が確認された（委員選定の適切さ（ $F(3,21) = 4.20, p < .05$ ）、意見

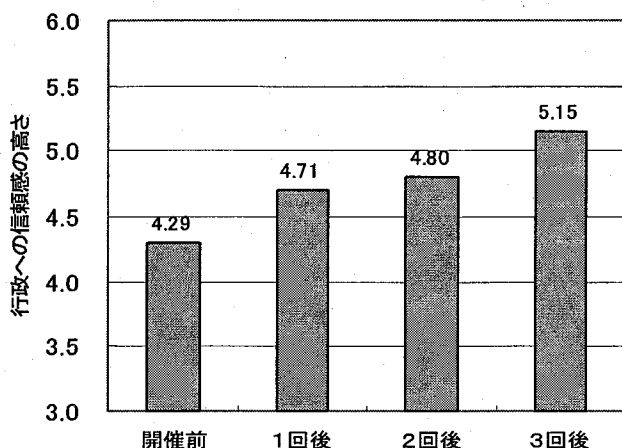


図-7 行政の信頼感の高さ

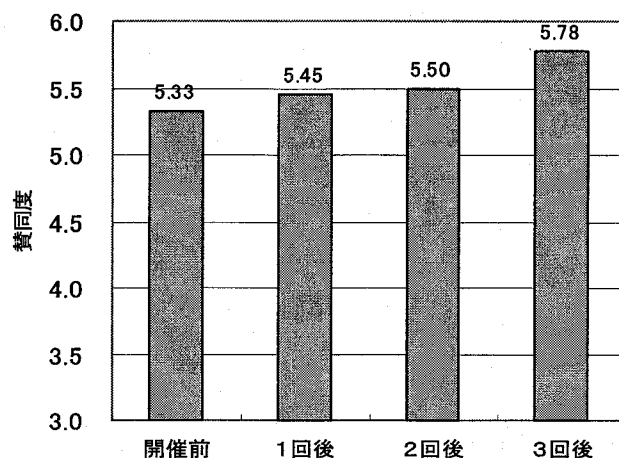


図-9 事業への賛同度

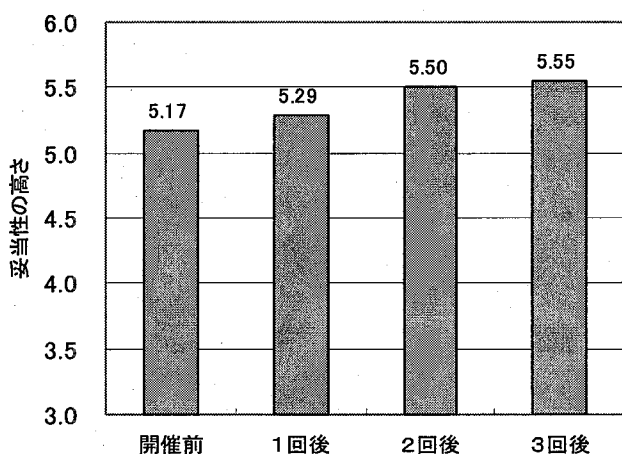


図-8 事業の妥当性の高さ

表明機会の十分さ ($F(3,21) = 33.17, p < .01$)、行政の回答の適切さ ($F(3,21) = 5.24, p < .01$)、委員への尊重感の高さ ($F(3,21) = 13.08, p < .01$)、懇談会運営の公正さ ($F(3,21) = 3.65, p < .05$)、情報開示の十分さ ($F(3,21) = 2.24, p = .11$)。このことは、懇談会の開催によって、手続き的公正に関する評価が大きく向上したことを意味する。従って、仮説1は支持されたと言える。

さらに、有意差がどのタイミングで生じているかを明らかにするため、項目毎に多重比較 (Dunnett's t test) を行った。その結果、委員選定の適切さ、行政の回答の適切さ、懇談会運営の公正さ、では懇談会開始前と第3回懇談会後の平均評定値に有意差が認められた (委員選定の適切さ: $\Delta m^{\text{注1}} = .78, p < .05$ 、回答の適切さ、運営の公正さ: $\Delta m = .88, .81, \text{both } p < .01$)。また、委員に対する尊重感の高さと意見表明機会の十分さでは、開始前と第一回懇談会後の平

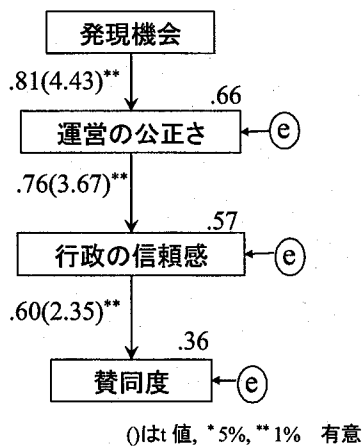
均評定値間に有意差が認められた ($\Delta m = .68, .96, \text{both } p < .01$)。項目によって評価の変化のタイミングが異なった原因としては次の2つが考えられる。一つは、評定感度が項目によって異なる可能性が挙げられる。すなわち、懇談会の内容に敏感に反応する項目と鈍感な項目が混在していた可能性がある。

もう一つの原因として、懇談会開始前の期待値が特に低かったため、初回の懇談会後に大きく改善された可能性がある。今回の調査では、その原因は特定できないが、一般に、公共事業に対して、特にその手続きに対しては否定的なイメージが持たれていることと¹⁵⁾、今回の事業では否定的要素が少ないことを考えれば、後者が原因である可能性を重視し、今後の対応を検討すべきだと思われる。

(2) 手続き的公正の効果

一般に、手続き的公正効果は、相手への信頼感や提案への賛同度、提案の妥当性などに強く現れる。これらの項目の計測結果を図-7から図-9に示す。

行政に対する信頼感は、懇談会終了後には懇談会開始前の4.29から5.15ptへと大幅に向上した。反復測定の一元配置分散分析を行った結果、有意な変化が認められた ($F(3,21) = 6.29, p < .01$)。このような手続き的公正による信頼感の改善は典型的な手続き的公正効果だと言える。さらに、どの段階で信頼感に統計的な変化が生じているかを明らかにするため、多重比較 (Dunnett's t test) を行った。その結果、開始前の信頼感と第二回の懇談会後の信頼感に有意差が



図－10 委員の賛否態度の形成機構(初回懇談会前)

認められた ($\Delta m = .51, p < .05$)。なお、開始前と第一回の懇談会終了後の信頼感では、有意ではないものの、やや大きな差が認められた ($\Delta m = .42, p = .052$)。この結果は仮説2を支持していることから、懇談会を公正に行うことにより、行政に対する市民の信頼は大きく改善する可能性が高いと考えられる。

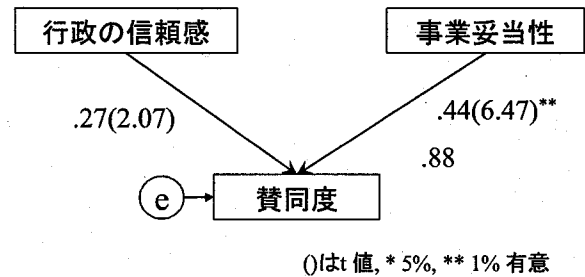
プロジェクトの妥当性と賛同度に対しても同様の分析を行った。その結果、これらの項目では手続き的公正効果は認められなかった ($F(3,21) = 2.01, 2.40$, both $ps = n.s.$)。そのため、仮説3は支持されなかった。

この原因として、バリアフリー事業が高齢者や障害者などの社会的弱者を支援する整備内容であることが考えられる。すなわち、社会的に善の事業であるため、最初から妥当性と賛同度が高く、その評定値に大きな変化が生じにくかったことが理由だと思われる。このことから、手続き的公正の効果は事業種類(社会的負担または個人的負担の大小)によって異なると考えられる。

(3) 懇談会開催前の委員の態度形成

情報取得が不十分な状態における態度形成機構を検討するため、重回帰分析によるパス解析を行った。得られたモデルを図－10に示す。図では、標準偏回帰係数を各パスの脇に表示し、決定係数を観測変数(四角形で表示)の右上に表示している。

分析の結果、発言機会が“行政の信頼感”という変数を經由して賛同態度に影響を及ぼしていた。発言機会が手続き的公正の一要因であることを考えれば、このことは手続き的公正が信頼改善効果を持つことを示すとともに、信頼が態度形成の重要要因で



図－11 委員の賛否態度の形成機構(最終懇談会後)

あることを示している。このとき、事業妥当性や自己利益感と賛同態度との間には有意な関係は見出せなかった。そのため、情報が不十分な状態での態度形成では、事業妥当性のような直接要因が重要な役割を果たすものと思われる。これらのことから、情報不十分な状態での態度形成では信頼感が重要であると言えることから、仮説4は支持されたとと言える。

ところで、賛同態度の決定係数は.36であった。このことは、賛否態度の形成の際には、本分析では未計測の変数が強い影響力を持っていることを示唆している。これに該当する要因の一つとして、青木ら¹⁵⁾は公共開発に対するイメージを挙げている。すなわち、事業情報が少ない場合には、判断材料が少ないため、イメージをも動員して賛同態度を形成すると考えられる。その際、イメージ以外の情報が少ないために、イメージの影響力が高まるものと考えられる。そのため、今後はイメージも含めて分析を行う必要がある。

(4) 懇談会開催後の委員の態度形成

最終懇談会終了後のデータを用いて重回帰分析によるパス解析を行った。これにより、情報取得後の態度形成機構を検討する。結果を図－11に示す。

図より、賛同態度は妥当性の評定から強い影響を受けていることが分かる。このことは、情報取得後には、妥当性が重要な態度形成要因になることを意味する。一方、行政の信頼感は賛同態度に大きな影響を与えていなかった。これらの結果は、十分な情報提供後には手続き的公正以上に分配的公正の方が強い影響力を持つことを示唆している。すなわち、これらの結果は、情報が十分に提供出された場合には、信頼等の周辺情報以上に、事業妥当性が重要な判断材料であることを意味している。そのため、仮説5は支持されたとと言える。

5. 考 察

(1) 仮説の一般性

まず、本稿で支持された仮説はどのようなプロジェクトでも成立するのだろうか。今回、題材としたプロジェクトは社会的弱者を支援するプロジェクトであり、住民の移転なども生じない。すなわち、反対する要素の少ない事業である。しかし、人間の態度や行動が自己利益の影響を強く受けることを考えると、他の事業でも信頼感をはじめとする各要素が今回のように円滑に改善されていくとは考え難い。特に、移転者が多数生じるような事業や増税を招く事業のように、大きな市民負担が生じる事業では、その傾向は強く現れると思われる。しかし、その一方で、事前の評価が低い場合ほど、強い手続き的公正効果が生じることも報告されている¹⁸⁾。そのため、事業自体の社会的妥当性に問題がなければ、時間やコストは今回以上に要するものの、公正な手続きを進めることによって各要素は改善し、最終的には肯定的な態度が形成されるものと思われる。なお、その際の態度形成のメカニズムについても、様々な題材で本稿と同様の仮説が支持されているため^{19), 20)}、本仮説は一定の一般性は備えていると考えられる。

(2) 手続き的公正効果の発現過程と信頼回復への道

仮説2は支持されたが、なぜ手続き的公正効果は徐々に発現したのか？なぜ初回懇談会后に、急激に効果が現れなかったのか？その理由の一つとして、Boss らが提案している公正ヒューリスティック理論 (fairness heuristic theory) が考えられる^{11), 12)}。

公正ヒューリスティック理論では、手続き的公正を経験することにより、権威者の手続きの公正さに関する被験者の主観的評価が変化すると報告している。さらに、2回目以降に公正な手続きを経験した場合には、最初の公正経験で形成された“権威者は公正な手続きを用いる”という認識が一層強化され、その評価も高まるとしている。

これに従えば、手続き的公正に関する諸項目や信頼の評価が回を重ねる毎に向上していくことを説明できる。また、その際、一般的に、ただ一度の公正体験で急激に相手への信頼感が向上することは考えにくいことから、手続き的公正の効果は徐々に発現

するものと考えられる。初回懇談会の内容が問題意識の共有化に留まっていたことを考えればなおさらである。そのため、これらの結果は、極めて短期間で信頼を醸成するような魔法は存在しえず、地道で誠実な努力こそが信頼改善の王道であることを示唆しているように思われる。

6. 結 論

本研究では、バリアフリー事業に関する住民懇談会を題材に、手続き的公正効果と賛否態度の形成機構を実証的に検討した。得られた知見を以下に示す。

- 住民参加の手続きを公正に行うことにより、行政の信頼は向上する可能性が高い。
- 情報取得が不十分な状態では、行政への信頼感に基づいて市民は賛同態度を形成する。
- 十分な情報を取得した場合には、市民はその情報に基づいて事業妥当性を判断し、その上で自己の賛否態度を決めると考えられる。

今回、題材に用いた事業では上記の結論が得られた。しかし、事業の特性が異なる場合、例えば、事業効果が認識されにくく、市民負担も大きい事業では、上記知見と異なる結果になる可能性もある。そのため、様々な特性の事業における態度形成機構を分析した上で効率的な合意形成方策の検討を進める必要がある。

謝辞：データの収集にご協力くださいました「古川駅前大通りバリアフリー歩道整備に関わる懇談会」の委員の皆様、およびデータ収集の機会を与えて下さいました国土交通省東北地方整備局仙台河川国道事務所の皆様に厚く御礼申し上げます。

〈補注〉

注1 平均値差

〈参考文献〉

- 1) 松田和香・石田東生：都市計画マスタープラン策定過程におけるパブリック・インボルブメント活動および情報提供が市民意識等に与える効果の分析，都市計画論文集，35，871-876. 2000.

- 2) 阿部浩之・湯沢 昭：ワークショップにおける合意形成プロセスの評価，都市計画論文集，36，55-60，2001.
- 3) Khisty, C. J.: Citizen involvement in the transportation planning process: what is and what ought to be, *Journal of Advanced Transportation*, Vol.34 (1), 125-142, 2000.
- 4) Russel, S and Herzer, J. K.: Enhancing public involvement through full utilization of communications technology, *Transportation Research Record*, 1817, 177-182, 2002.
- 5) Bailey, K, Brumm, J. and Grossardt, T.: Integrating visualization into structured public involvement: case study of high way improvement in central Kentucky, *Transportation Research Record* 1817 50-57, 2002.
- 6) Tibaut, J. and Waker, L. : Procedural justice: A psychological analysis, Hillsdale, NJ: Lawrence Erlbaum, 1975.
- 7) Casper, J., Tyler, T. R. and Fisher, B.: Procedural justice in felony cases, *Law and Society Review*, 22, 483-507, 1988.
- 8) Tyler, T. R., and Caine, A.: The rule of the distributional and procedural fairness in the endorsement of formal leaders, *Journal of Personality and Social Psychology*, 41, 642-655, 1981.
- 9) Tyler, T. R., Rasinski, K. and McGraw, K.: The influence of perceived injustice on support for political authorities, *Journal of Applied Social Psychology*, 15, 700-725, 1985.
- 10) Rasinski, K. A., and Tyler, T. R. : Fairness and vote choice in the 1986 presidential election, *American Politic Quarterly*, 16, 5-24, 1987.
- 11) Van den Bos, K., Lind, E.A., Vermunt, R., and Wilke, H.A.M. : How do I judge my outcome when I do not know the outcome of others?: The psychology of the fair process effect, *Journal of Personality and Social Psychology*, 72, 1034-1046, 1997.
- 12) Van den Bos, K., Vermunt, R., and Wilke, H.A.M. : Procedural and distributive justice: What is fair depends more on what comes first than on what comes next., *Journal of Personality and Social Psychology*, 72, 95-104, 1997.
- 13) Leventhal, G.S., What should be done with equity theory? : New approaches to the study of fairness in social relationships, in Gergen, K. et al (Eds), *Social exchange: Advances in theory and Research* 27-55, 1980.
- 14) 馬場健司：NIMBY 施設立地プロセスにおける公平性の視点-分配的公正と手続き的公正による住民参加の評価フレームに向けての基礎的考察，都市計画論文集，37，295-300，2002.
- 15) 青木俊明・西野 仁・松井健一・鈴木 温：公共事業に対する情報提供と態度形成、土木学会論文集，No.737/IV-60，223-235，2003.
- 16) Tyler, T.R., Boeckmann, R.J., Smith, H.J., and Hou, Y.J. 1997. Social justice in a diverse society, Westernpress.
- 17) Petty, R.E. & Cacioppo, J.T: The Elaboration Likelihood Model of Persuasion, *Advances in Experimental Social Psychology*, 19, 123-205, 1986.
- 18) Lind, E.A. and Tyler, T.R. 1988. The social psychology of procedural justice, New York Plenum Press.
- 19) 青木俊明・鈴木 温：社会資本整備における賛否態度の形成：公正の絆理論と態度変容モデルの統合，実験社会心理学研究，印刷中.
- 20) 青木俊明・鈴木嘉憲：胆沢ダム建設にみる合意の構図，未定稿，2005.

An empirical study on fair process effect

- A verification using a road development project -

Toshiaki AOKI

This study aims at identifying the psychological mechanism for consensus building using a barrier-free road construction project in a local urban area. First, questionnaires were distributed to the local residents who attended the residents' committee meetings concerning the project. Questionnaires were distributed before the first meeting and at the end of subsequent meetings, and collected after the meetings. One-way analysis of variance for within-subject design and structural equation modeling were applied to the collected data. As a result, it was found that 1) fair meetings significantly increased public trust in administrative authorities and the rating of procedural justice, 2) whether the locals would agree to the project or not before the meeting was strongly depended on their trust in administrative authorities and 3) after getting project information in the meeting, the committee determined whether or not to accept the project based on the validity of the project. The shift of factors of attitude formation as shown in the third finding has not yet been reported by any fairness studies in the field of psychology, so it is of high academic value.